

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人 緑社会

①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岡山県真庭市西原 6 3 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 56 年 9 月 16 日

(4) 設立登記年月日 昭和 56 年 9 月 16 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	金田 道弘	
常務理事	金田 育枝	
理 事	大本 堯史	岡山大学名誉教授・岡山労災病院名誉院長
同	田澤 利政	法人事務局長
同	水島 孝明	金田病院病院長
同	溝渕 雅之	金田病院院長補佐・脳神経外科部長
社 員	西谷 友行	西谷会計事務所所長
監 事	片岡 孝文	作陽印刷工業(株) 代表取締役他に 1 社経営
同	井手 紘一郎	

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	金田病院	岡山県真庭市西原63番地	一般病床 130床 療養病床 42床 [医療保険 42床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
診療所	美咲町西川診療所 【指定管理者】	岡山県久米郡美咲町里885-1	
介護老人 保健施設			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
みどり訪問看護ステーション	岡山県真庭市西原63番地	
指定居宅介護支援事業所みどり	岡山県真庭市西原63番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月22日	令和2年度事業報告及び決算に関する承認
令和 3年 6月22日	剰余金処分に関する承認
令和 3年 6月22日	社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の承認
令和 4年 3月25日	令和4年6月からの理事・監事の選任に関する件
令和 4年 3月25日	令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）に関する件
令和 4年 3月25日	令和4年度に於ける借入最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当無し。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当無し。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当無し。

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

(医療機器の購入)

令和 3年 7月	眼圧計（ドック用）	1台
令和 3年 9月	点滴用電動チェア KK-8251	1台
令和 3年10月	はかり付ストレッチャー DP7300PW	1台
令和 3年10月	手動式オージオメーター	1台
令和 3年10月	ID NOW インストゥルメント	1台

令和 3年11月 解析付心電計 バイコードリーダー付 1台  
令和 4年 1月 検査生物顕微鏡 1台

(器械備品の購入)

令和 3年 6月 電子カルテサーバー 一式  
令和 3年 8月 厨房エアコン 1台  
令和 3年12月 待受表示ディスプレイ 天釣り型 1台

(ソフトウェアの購入)

令和 3年 4月 簡易ME 機器接続用ソフト

様式第三号

法人名 社会医療法人 緑社会

※医療法人整理番号 05067

所在地 岡山県真庭市西原63番地

財 産 目 録  
(令和 4年 3月31日現在)

1. 資 産 額	2,873,227 千円
2. 負 債 額	1,023,266 千円
3. 純 資 産 額	1,849,961 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,638,540
B 固 定 資 産	1,234,687
C 資 産 合 計 (A+B)	2,873,227
D 負 債 合 計	1,023,266
E 純 資 産 (C-D)	1,849,961

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式第一号

法人名 社会医療法人 緑社会

※医療法人整理番号 00067

所在地 岡山県真庭市西原63番地

貸借対照表  
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>	1,638,540	<b>I 流動負債</b>	289,228
現金及び預金	1,189,741	買掛金	45,768
事業未収金	363,439	1年内返済予定長期借入金	54,120
未収入金	44,579	未払金	23,968
たな卸資産	41,844	未払費用	73,163
その他の流動資産	1,051	未払法人税等	71
貸倒引当金	△2,117	未払消費税等	3,746
<b>II 固定資産</b>	1,234,687	預り金	22,373
<b>1 有形固定資産</b>	1,184,721	賞与引当金	65,784
建築物	993,878	その他の流動負債	232
構築物	6,745	<b>II 固定負債</b>	734,038
医療用器械備品	62,476	長期借入金	546,420
その他の器械備品	30,066	退職給付引当金	187,618
車両及び船舶	114		
土地	91,439	負債合計	1,023,266
<b>2 無形固定資産</b>	11,862	純資産の部	
借地権	5,435	科目	金額
ソフトウェア	5,647	<b>I 積立金</b>	1,849,961
その他の無形固定資産	780	設立等積立金	93,000
<b>3 その他の資産</b>	38,104	別途積立金	1,500,000
保険積立金	29,504	繰越利益積立金	256,961
長期前払費用	3,028		
その他の固定資産	5,572	純資産合計	1,849,961
資産合計	2,873,227	負債・純資産合計	2,873,227

様式第二号

法人名 社会医療法人 緑社会  
 所在地 岡山県真庭市西原63番地

※医療法人整理番号 00067

損 益 計 算 書  
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,637,108
2 事業費用		2,628,838
本来業務事業利益		8,269
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		76,036
2 事業費用		60,637
附帯業務事業利益		15,398
事業利益		23,668
II 事業外収益		
受取利息	15	
その他の事業外収益	272	288
III 事業外費用		
支払利息	4,098	
その他の事業外費用	0	4,098
経常利益		19,858
IV 特別利益		
補助金収入		3,478
税引前当期純利益		23,336
法人税・住民税及び事業税		71
当期純利益		23,265

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法  
たな卸資産－最終仕入原価法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年 4月 1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）  
なお、主な耐用年数は、建物17～39年、医療用器械備品2～15年であります。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、前々会計年度末日の負債総額が 200億円未満であることから、一般債権については法人税法の法定繰入率(1000分の 6)に基づいて算定した金額により計上しております。
  - (2) 賞与引当金

職員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当会計年度の負担額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社会療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200億円未満であることから、内規に基づく期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

    - ①数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生した会計年度の期間費用として処理しております。
4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
  - (1) 税抜方式によっております。
  - (2) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の方法及び計上区分  
資産に係る控除対象外消費税等は発生した会計年度の期間費用として、事業費用に計上しております。

5. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

補助対象となる支出が事業費用に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については貸借処理によっております。

6. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

建物	982,991 千円
土地	82,507 千円
計	1,065,499 千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定長期借入金	54,120 千円
長期借入金	546,420 千円
計	600,540 千円

7. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,531,465 千円

(2) 補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

①運営費に係る補助金として本来業務事業収益に計上した補助金

補助金等の内訳	交付者	金額
岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金	岡山県	107,010千円
令和3年度岡山県がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金	岡山県	5,761千円
令和3年度岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金	岡山県	2,000千円
岡山県診療・検査医療機関休日診療体制確保補助金	岡山県	2,600千円
その他		3,225千円
合計		120,596千円

上記のうち、未収入金に計上した額は、26,845千円であります。

②施設整備に係る補助金として特別利益に計上した補助金

補助金等の内訳	交付者	金額
令和3年度岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金 (入院医療機関設備整備事業)	岡山県	2,090千円
令和3年度岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金 (帰国者・接触者外来等設備整備事業)	岡山県	1,328千円
その他	厚生労働省	60千円
合計		3,478千円

上記のうち、未収入金に計上した額はありません。

様式 5

法人名 社会医療法人 緑社会  
所在地 岡山県真庭市西原63番地

※医療法人整理番号 030067

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員(理事長)	金田 道弘	医師	不動産の賃借	賃借料の支払い	14,854	賃借料	0
役員の子親者(当法人理事長の姪)	山本 彩加		不動産の賃借	賃借料の支払い	1,272	賃借料	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

月額土地賃借料は1,237千円、月額家賃は210千円、当月分を前月末に振込にて支払。賃借料の設定は、近隣相場を参考に決定している。家賃については、当月利用予定がなければ賃借料は半額割り引くこととしている。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 緑社会  
理事長 金田 道弘 殿

私たちは、社会医療法人 緑社会の令和 3年 4月1日から令和 4年 3月31日までの業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、社員総会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月15日

社会医療法人 緑社会

監 事 片岡 孝文

監 事 渡田 淳

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月14日

社会医療法人緑社会  
理事会 御中

イースト・サン監査法人  
岡山県岡山市  
指定社員  
業務執行社員

公認会計士 岡 友和

## 監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人緑社会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第42期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上